

令和元年 第6回

北見市第二農業委員会総会議事録

日	時	令和元年10月28日(月)
場	所	第二農業委員会会議室
		午後 2時00分 開会
		午後 3時00分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 議案第7号
- 第10 報告第1号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要請について
- 第 9 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 1 0 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 令和元年第6回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		○
2	菅原 正信 君	○	
3	貝沼 輝美 君	○	
4	加藤 貴善 君	○	
5	中川 博光 君	○	
6	中野 彰裕 君	○	
7	樋渡 明 君	○	
8	水戸部正己 君	○	
9	山内 幹司 君	○	
10	麻島 秀喜 君	○	
11	内藤 貴之 君	○	
12	植松 正仁 君	○	
13	岡田真理子 君	○	
14	久世 和徳 君	○	
15	清井 俊幸 君	○	

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君	○	
17	深尾 勇治 君	○	
18	森脇 幸喜 君	○	
19	越智 弘己 君		○
20	東海林 晃 君	○	
21	伊藤 稔 君	○	
22	黒瀬 大雄 君	○	
23	長尾 正典 君	○	
24	畠山 政博 君	○	
25	森谷 裕美 君	○	
26	茂住 修二 君	○	
27	檜尾 英司 君	○	

出席 25 名
欠席 2 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君
総務 係 長	清 水 拓 君
分室 係 長	川 村 一 哉 君
分室 係 長	佐 野 朋 也 君
分室 係 長	下 屋 勝 君

(3) 議 長 檜尾 英司 君
署名委員 3番 貝沼 輝美 委員
署名委員 5番 中川 博光 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第6回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、令和元年第6回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、24名であります。1番 菊池委員、19番 越智委員は所用のため欠席される旨、20番 東海林委員は遅参される旨、届け出がありました。

次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は3番 貝沼委員、5番 中川委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かざりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日かざりと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページから4ページでございます。
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。
今回の申請は、使用貸借による権利が5件、賃借権が1件の合計6件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、4ページ欄外に記載のとおり、「田」が5筆、「畑」が46筆で、合計面積は455,557.74㎡であります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

8番
(水戸部正己君)

端野班に関わる案件、番号1番から5番についてご説明いたします。

番号1番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、端野町緋牛内●●●
● 「畑」、外「畑」3筆で、合計面積は30,683㎡です。貸主は、●●●さん。
借主は、●●●。申請事由以下は記載のとおりです。

番号2番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、端野町緋牛内●●●
● 「畑」、外「畑」34筆で、合計面積は353,010.74㎡です。貸主は、●●●
●●●さん。借主は、●●●。申請事由以下は記載のとおりです。

番号3番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、端野町二区●●●
● 「畑」、外「田」2筆、「畑」4筆で、合計面積は45,871㎡です。貸主は、
●●●●●さん。借主は、●●●。申請事由以下は記載のとおりです。

番号4番、権利は、賃借権、所在及び地番は、端野町二区●●●● 「田」、
外「田」2筆で、合計面積は9,532㎡です。貸主は、●●●●●さん。借主は、
●●●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号5番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、端野町川向●●●
● 「畑」で、面積は15,561㎡です。貸主は、●●●●●さん。借主は、●●●●●。
申請事由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりご説明をお願いいたします。

13番
(岡田真理子君)

常呂班に関わる案件、番号6番についてご説明いたします。

番号6番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、常呂町字土佐●●●
● 「畑」で、面積は900㎡です。貸主は、●●●●●さん。借主は、●●●●●
さん。申請事由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につい
て』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の5ページから7ページでございます。
それでは、議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」ご
説明いたします。

今回の申請は8件です。許可に係る地目及び転用面積は、7ページ欄外に記
載のとおり、「畑」が2筆、「宅地」が8筆、「雑種地」が1筆で、合計面積

は 22,880 m²であります。

これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。

以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号 1 番から 6 番についてご説明いたします。

番号 1 番、所在及び地番は、端野町川向●●●、現況地目は「雑種地」、面積は、517 m²です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、コンテナ置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 2 番、所在及び地番は、端野町川向●●●、現況地目は「宅地」、面積は、1,252 m²です。農地区分は、農用地区域内農地、第 1 種農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、物置、車庫、庭、農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 3 番、所在および地番は、端野町川向●●●、現況地目は「畑」、面積は、656 m²です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、玉葱選別庫、農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 4 番、所在および地番は、端野町忠志●●●、現況地目は「宅地」、面積は、523 m²です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農機具収納庫、農作業場、コンテナ置場、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 5 番、所在および地番は、端野町豊実●●● 外 1 筆。現況地目は「宅地」、合計面積は、1,066 m²です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場、車輛置場、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 6 番、所在および地番は、端野町北登●●●、現況地目は「宅地」、面積は、570 m²です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号 7 番、8 番についてご説明いたします。

番号 7 番、所在及び地番は、常呂町字岐阜●●● 外 2 筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、14,772 m²です。農地区分は、農用地区域内農地、第 1 種農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、庭、牛舎、格納舎、吹抜舎、堆肥場、バンカーサイロ、車庫、通路兼農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号 8 番、所在及び地番は、常呂町字共立●●●、現況地目は「畑」、面積は、3,524 m²です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、スタックサイロ、通路兼農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の8ページから10ページでございます。
議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。
今回の申請は、所有権売買が1件、使用貸借による権利が6件の合計7件です。
なお、許可に係る地目及び転用面積は、10ページ欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「宅地」が16筆、「雑種地」が2筆で、合計面積は13,454㎡であります。
これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ておりますことから、担当分室係長から説明をいたします。
以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番から5番についてご説明いたします。
番号1番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町忠志●●● 外1筆、現況地目は「雑種地」、合計面積は、1,564㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。譲渡人は、●●●さん。譲受人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、コンテナ置場兼農作業場、堆肥置場、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
番号2番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町豊実●●● 外2筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、1,686㎡です。農地区分は、農用地区域内農地、第1種農地。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、庭、農業用倉庫、農作業場、コンテナ置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
番号3番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町川向●●● 外1筆、現況地目は「畑」、合計面積は、2,391㎡です。農地区分は、農用地区域内農地、第1種農地。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、物置、庭、駐車場、通路、農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
番号4番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町川向●●● 外3筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、1,856㎡です。農地区分は、農用地区域内農地、第1種農地。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、庭、農業用倉庫、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
番号5番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町北登●●●、現況地目は「宅地」、面積は、414㎡です。農地区分は、農用地区域内農地、第1種農地。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、庭、農業用倉庫、農作業場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号6番、7番についてご説明いたします。

番号6番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、常呂町字岐阜●●●外2筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、2,868㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農機具置場、資材置場、農作業場兼通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号7番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、常呂町字富丘●●●外4筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、2,675㎡です。農地区分は、農用地区域内農地、第1種農地。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅、休憩所、車庫、庭、駐車場、農業用倉庫、農作業場、農産物置場、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、5番の案件については、●●●委員が、除斥の対象となりますので、まず、5番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、5番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、5番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、5番の案件に対する質疑に入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(樫尾 英司君)

それでは、5番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議長
(樫尾 英司君)

次に、日程第6、『議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の11ページでございます。
議案第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」 ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が1件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

今回の案件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局よりご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、常呂町字豊川● ● ●、現況地目は「畑」、面積は、14,864㎡です。賃貸人は、● ● ●さん。賃借主は、● ● ●さんです。解約等の理由は、「合意解約」、合意等の日は、令和元年9月11日、引き渡しの時期は、令和元年11月30日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7、『議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の12ページから20ページでございます。
議案第5号 「農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について」 ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による北見市農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項に基づき北見市長から意見を求められたものでございます。

今回の案件33件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、土地の表示は、端野町川向● ● ●、現況は「畑」、面積は、741.54

㎡です。所有者は、● ● ●さん。申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号2番、土地の表示は、端野町川向● ● ● 外2筆、現況は「宅地」、合計面積は、1,443.76㎡です。所有者は、● ● ●さん。申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、コンテナ置場、農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号3番、土地の表示は、端野町川向● ● ● 外2筆、現況は「畑」、合計面積は、1,651.93㎡です。所有者及び申請者は、端野町● ● ●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号4番、土地の表示は、端野町川向● ● ●、現況は「雑種地」、面積は、241.18㎡です。所有者及び申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号5番、土地の表示は、端野町川向● ● ●、現況は「畑」、面積は、1,010.94㎡です。所有者及び申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号6番、土地の表示は、端野町川向● ● ● 外1筆、現況は「宅地・雑種地」、合計面積は、3,958㎡です。所有者及び申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農機具収納庫、ポンプ室、堆肥置場、通路、コンテナ置場兼農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号7番、土地の表示は、端野町豊実● ● ●、現況は「畑」、面積は、476.47㎡です。所有者は● ● ●さん。申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号8番、土地の表示は、端野町豊実● ● ●の内、現況は「宅地」、面積は、828.70㎡です。所有者は、● ● ●さん。申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場兼車輛置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号9番、土地の表示は、端野町北登● ● ● 外1筆、現況は「畑」、合計面積は、655.88㎡です。所有者は、● ● ●さん。申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号10番、土地の表示は、端野町北登● ● ●、現況は「畑」、面積は、1,351㎡です。所有者及び申請者は、● ● ●さん。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号11番、土地の表示は、端野町川向● ● ● 外1筆、現況は「雑種地・畑」、合計面積は、1,173㎡です。所有者及び申請者は、● ● ●さん。土地利用計画は、玉葱選別庫、農作業場、コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号12番、土地の表示は、端野町川向● ● ● 外3筆、現況は「畑・宅地」、合計面積は、3,173.09㎡です。所有者は、● ● ●さん。申請者は、● ● ●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、農機具収納庫、農作業場、コンテナ置場、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号13番、土地の表示は、端野町川向● ● ●、現況は「宅地」、面積は、858㎡です。所有者及び申請者は、● ● ●さん。土地利用計画は、農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号14番、土地の表示は、端野町忠志● ● ● 外1筆、現況は「雑種地」、

合計面積は、1,564 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、コンテナ置場兼農作業場、堆肥置場、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号15番、土地の表示は、端野町忠志●●●、現況は「宅地」、面積は、523 m²です。所有者及び申請者は、●●●さん。土地利用計画は、農機具収納庫、農作業場、コンテナ置場、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号16番、土地の表示は、端野町豊実●●● 外1筆、現況は「宅地」、合計面積は、1,066 m²です。所有者及び申請者は、●●●さん。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場、車輛置場、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号17番、土地の表示は、端野町豊実●●● 外2筆、現況は「宅地」、合計面積は、1,350 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場、コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号18番、土地の表示は、端野町豊実●●●、現況は「雑種地」、面積は、969 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、無です。

番号19番、土地の表示は、端野北登●●● 外3筆、現況は「雑種地・宅地」、合計面積は、3,589 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、コンテナ置場、農作業場兼車輛置場、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、無です。

番号20番、土地の表示は、端野北登●●●、現況は「宅地」、面積は、174 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号21番、土地の表示は、端野町北登●●●、現況は「宅地」、面積は、570 m²です。所有者及び申請者は、●●●さん。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号22番、土地の表示は、端野町北登●●●、現況は「宅地」、面積は、830 m²です。所有者及び申請者は、●●●さん。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、無です。

番号23番、土地の表示は、端野町川向●●● 外1筆、現況は「畑」、合計面積は、1,075.48 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅、物置、庭、駐車場、通路。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号24番、土地の表示は、端野町川向●●●、現況は「宅地」、面積は、394 m²です。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅、物置、車庫、庭。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号25番、土地の表示は、端野町豊実●●●、現況は「宅地」、面積は、336 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅、庭。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外です。転用計画は、有です。

番号26番、土地の表示は、端野町北登●●●、現況は「宅地」、面積は、

240 m²です。所有者は、●●●さん、申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅、庭。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号27番、土地の表示は、端野町北登●●●、現況は「畑」、面積は、12 m²です。所有者は、●●●さん、申請者は、●●●です。土地利用計画は、通信用アンテナ。申請理由は、電気通信事業法に基づく、認定電気通信事業用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、無です。

番号28番、土地の表示は、常呂町字岐阜●●● 外2筆、現況は「宅地」、合計面積は、2,868 m²です。所有者は、●●●さん、申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、農機具置場、資材置場、農作業場兼通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号29番、土地の表示は、常呂町字岐阜●●● 外1筆、現況は「宅地」、合計面積は、13,912 m²です。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、牛舎、格納舎、吹抜舎、堆肥場、バンカーサイロ、車庫、通路兼農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号30番、土地の表示は、常呂町字共立●●●、現況は「畑」、面積は、3,524 m²です。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、スタックサイロ、通路兼農作業場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号31番、土地の表示は、常呂町字富丘●●● 外3筆、現況は「宅地」、合計面積は、2,097 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農業用倉庫、農作業場、農産物置場、通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号32番、土地の表示は、常呂町字岐阜●●●、現況は「宅地」、面積は、860 m²です。所有者及び申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅、庭。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号33番、土地の表示は、常呂町字富丘●●●、現況は「宅地」、面積は、578 m²です。所有者は、●●●さん。申請者は、●●●さんです。土地利用計画は、農家住宅、休憩所、車庫、庭、駐車場、通路。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

なお、農業振興地域整備計画の変更に係る面積は、20 ページ欄外に記載のとおり、「編入」16筆、「用途変更」33筆、「除外」8筆で、合計面積は54,094.97 m²であります。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、9番、19番、20番、26番の案件については、●●●委員が、除外の対象となりますので、まず、9番、19番、20番、26番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、9番、19番、20番、26番の案件を除いて、いずれも原案のと

おり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、9番、19番、20番、26番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、9番、19番、20番、26番の案件に対する質疑に入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(樫尾 英司君)

それでは、9番、19番、20番、26番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
(●●●委員、着席)

議長
(樫尾 英司君)

次に、日程第8、『議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について』を議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の21ページでございます。
議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第16条の規定により、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地につきまして、認定農業者、又は認定就農者である買い手側と売買の調整を進めてまいりましたが、受け手の選定に時間を要するため、現段階では売買が困難な状況にあります。当該農用地は認定農業者、又は認定就農者に対し、利用集積を図ることが望ましい優良な農地であることから、農地中間管理機構公益財団法人北海道農業公社が一旦買入れる必要がある旨の意見を付して、同法第16条の規定により北見市長へ買入協議の要請をすることに対し、本委員会の決定を求めるものであります。
なお、買入協議の要請に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が3筆で、合計面積は108,546㎡であります。
この案件につきましては、地域調整班の協議を経ておりますことから、担当分室係長から説明をいたします。
以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野に係る案件、番号1番についてご説明いたします。
あっせんの申出者は、●●●さん。土地の表示は、端野町協和●●● 外

2筆、現況地目は「畑」、合計面積は108,546㎡です。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは、次に、日程第9、『議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の22ページでございます。
議案第7号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が3件、所有権売買が1件の合計4件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が12筆で、合計面積は179,054㎡であります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

8番
(水戸部正己君)

端野班に関わる案件、番号1番から3番についてご説明いたします。
番号1番から3番まで全て、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●です。
番号1番、権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、221,260円、10aあたり4,300円となります。
番号2番、権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は33,160円、10aあたり1,000円となります。
番号3番、権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は218,500円、10aあたり4,500円となります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

13番

常呂班に関わる案件、番号4番についてご説明いたします。

(岡田真理子君) 権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、●●●。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は12,661,000円、10aあたり290,000円となります。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君) なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君) 異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第10、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君) 議案の23ページでございます。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明致します。
今回の届出は、所有権相続が3件であります。

番号1番、所在及び地番は、端野町忠志●●●「畑」、面積は669㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年9月13日、受理通知日は令和元年9月19日です。

番号2番、所在及び地番は、留辺薬町松山●●●「畑」、面積は344㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年9月26日、受理通知日は令和元年10月8日です。

番号3番、所在及び地番は、留辺薬町金華●●●「畑」、面積は9,143㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年9月18日、受理通知日は令和元年9月24日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が3筆で、合計面積は10,156㎡です。

これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君) 事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長 なければ、これにて質疑を終結いたします。

(檜尾 英司君)	本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。
議 長 (檜尾 英司君)	以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。 それではこれにて、令和元年第6回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年10月28日

議 長 檜 尾 英 司

署名委員 貝 沼 輝 美

署名委員 中 川 博 光